

Ⅳ. コメント論文

宮島・弥永論文に対するコメント

堀 内 昭 義

1. はじめに
2. 宮島論文に対するコメント
3. 弥永論文に対するコメント
4. コメントのまとめ

1. はじめに

現在、日本の企業組織、とくにその金融的側面は重大なリストラクチャリングの時期に直面しているように思われる。この場合、企業組織には当然のことながら銀行・金融機関も含まれる。また金融システムを監督し、さまざまなかたちでそのワーキングに介入してきた行政当局（ここには日本銀行も含まれる）の行動に関しても、さまざまな角度から批判が加えられている。ここでは、こうした多面的なリストラクチャリングの必要性がなぜ生じているかを具体的に論じることはできない。しかし、それらが多くの点で情報の問題、あるいは透明性と密接に関連している点に注目しなければならない。

例えば、銀行・金融機関のリスク選択とそのコントロールの問題は、銀行・金融機関の経営内容の評価基準をどのように整備し、その情報をどのようなかたちで市場へ開示するかという問題と深く関連している。また、規制当局はいわば一般国民（納税者）の代理人として、金融システムの機能のあり方をコン

トロールする責務を負っていると考えられるが、われわれは規制当局がその本来の社会的目的に即して行動しているか否かを監視し、その規制行動をコントロールしなければならない。その場合には、当然規制当局のパフォーマンスを評価するための情報が必要である。

このように金融システムに限って考えてみても、今日提起されているリストラクチャリングの問題に取り組もうとする場合、情報、あるいはアカウンタビリティの問題を避けるわけにはいかないものであり、金融関連の会計・税制を正面から取り上げた今回の金融研究会の試みは、非常に時宜にかなったものと評価できる。

私は会計、税制の専門家ではなく、率直に言って制度面や事実関係に十分な知識を持ち合わせていない。したがって、私に割り当てられた宮島、弥永両氏の論文に的確なコメントを示すことができるか、大いに心許ない。しかし、非専門家の無知の露呈を恐れずに、経済学の観点から両氏の論点にそれぞれコメントを加えると同時に、私なりに若干のささやかな問題提起を行いたいと思う。

2. 宮島論文に対するコメント

宮島論文は、経済理論が理想とする「統合システム」あるいは「純資産増価説」を踏まえて、税務会計と企業会計との乖離にかかわる問題点を、非専門家にも理解しやすいかたちで展望している。

(1) 資産増価額の実質化について

宮島論文は、まず法人税の概念とそれに関連する税務会計の機能を経済学的に説明し、この論文の主旨である法人税の「曖昧さ」を強調して、「(税務会計上の)「所得」概念が企業会計概念と同一である必然性はない」

(宮島論文2.(1))と主張している。ただし、経済理論の上からみれば理想的な「統合システム」では法人税の存在理由は認め難いが、現実には株主所得課税の補完する源泉徴収税として法人税の存在理由を説明している。さらに法人所得の概念を説明し、法人税の課税所得概念は「純資産増価説、すなわち発生主義、実質価値主義および純収益主義に則って構成されなければならない」(宮島論文3.(1))と主張する。この主張は、私には十分に説得力があると思われる。しかし、宮島論文では、資産増価を実質価値で捉え、それを課税所得とすることの重要性を強調しているが、ここでは資産の増価だけを実質化するだけでよいのかという疑問が浮かんでくる。

(2) 税務会計と企業会計の分離は是認できるか

次いで宮島論文は、企業会計原則と税務会計の関係に関する議論に進むが、これがこの論文の核となっている部分である。ここでは「税務会計が企業会計原則に基づく「確定決

算主義」をとらなければならない理論的根拠は……認め難い」(宮島論文4.(1))として、企業会計と税務会計が統一されなければならない必然性を否定している。この否定的な判断の理由は、企業会計原則の保守主義が「(理想とされる)純資産増価説から導き出される所得概念を真っ向から否定している」(宮島論文4.(2)) ことにある。宮島論文が主張するように、現実の企業会計にみられる保守主義は奇妙な非対称性を持っており、これは理論的には是認し難い。しかし、企業会計原則からこのような奇妙な(不合理な)保守主義を排除できないと決めつけるのは早計ではないだろうか。

すでに紹介したように、筆者は企業会計と税務会計が統一されなければならない必然性はないとしている。(この点は弥永論文も同様である。しかし、多少興味深いことであるが、弥永論文では、むしろ未実現利益をも課税対象に含めるべきとする純資産増価説を否定的に判断するがゆえに両者の分離の必要性を説くのである。この点は、後で再び論じる。)しかし、原理的に言えば、両者が統一されることは、いくつかの点から好ましいと言えるのではないか。まず、両者が統一されれば、不統一の場合に比較して、類似の経理を二重に行う必要が軽減されるであろうから、情報処理費用を節約できるであろう(この点は宮島論文4.(1)において示唆されている)。また、企業会計が企業の行動を基本的に律している基準であるとすれば、税制がその基準に即することによって、税制や税率の変化が企業行動に及ぼす影響を判断することが容易になるであろう。不統一の場合には、表面的な税制の変更や税率の変更の効果を、いちいち企業会計基準に翻訳して考察しなければなら

IV. コメント論文

ない。

(3) 時価評価主義について

宮島論文は最後に「法人税税務会計の修正」を論じ、発生主義・時価評価主義の採用の可能性というきわめて重要なトピックスを取り上げている。ここでは、税務会計において未実現キャピタル・ゲインを益金に算入しない理由は、未実現キャピタル・ゲインが不完全な資本市場の下では納税に充てるべきキャッシュ・フローと認め難いためであると説明している。こうした税務会計の原則は、企業会計における「保守主義」にも共通した原則ではないであろうか。もしそうだとすれば、「税務会計が純資産増価説に従って発生ベース・時価評価課税を原則として採用できるか否かは、資産市場の不完全性がどの程度解消されるかにかかっている」(宮島論文5.(1))という主張は、企業会計原則の奇妙な(不合理な)保守主義を払拭する条件にも当てはまるものと考えるべきではないであろうか。資産市場の不完全性の軽減は、企業会計原則に純資産増価説が貫徹する基盤を整える上で役に立つのであり、この点においても企業会計と税務会計の分離を積極的に支持する論拠を見出せないと思う。

(4) 情報開示の問題

宮島論文では情報開示の問題にほとんど触れておらず、その点でいささか残念であるが、論文の末尾で「企業会計に限った資産の評価損益額の情報開示が租税論上意味を持つのは、株主所得税段階で発生ベースの株式キャピタル・ゲイン全額課税が実施されている場合である」(宮島論文5.(4))と述べていることが少々気になった。この主張は、あくまで

も情報開示を株主段階でのキャピタル・ゲイン課税の有効性を高める手段として位置付ける場合の議論である。このような位置付けは、情報開示の重要性を過少評価する危険性を持っていることは、いうまでもあるまい。

3. 弥永論文に対するコメント

弥永論文は金融関連の会計制度を包括的に概観しており、随所に興味深い論点を提起した労作である。以下では、弥永論文の各説について、それぞれ簡単なコメントを述べる。

(1) 配当可能額算定目的と情報提供目的

弥永論文は、まず企業会計法による会計規則を概観しているが、主要な論点は、商法の規定による会計規則の目的が「配当可能金額算定」、あるいはその背景にある「配当規制」にあり、それが「情報提供目的」あるいはその背景としての「開示規制」と対立・矛盾する可能性が強いことである。例えば、「配当可能金額算定目的優先の価値判断を前提にする限り、商法の規制によっては情報提供は十分に行われえない可能性がある」(弥永論文A.1.)とし、情報提供目的を重視するためには、立法上の分離が必要であると主張している。しかし、非専門家の目からみると、情報提供目的に合致する会計基準を導入すれば、それは当然、配当可能金額算定の目的にも十分かなうと考えられるのではないかという疑問が生じる。

経済理論からみると、株主と債権者の間の利害調整は双方の自主的な交渉・契約を通じて決定されるべきであり、その交渉・契約が有効に進められるためには、可能な限りの情報開示が求められるであろう。つまり、そこでは会計基準の「情報提供目的」こそが重要

であり、その結果として債権者の利益保護、すなわち「配当規制」も決定されるはずである。したがって、「配当可能金額算定目的」と「情報提供目的」とが、筆者の強調するように矛盾しているようには思われないのである。むしろ、「開示規制においては期間損益計算の適正化、企業の財政状態の忠実な表示をめざし、経営者の恣意的な決算政策を排除することとすれば、配当規制の基礎となる資格のある利益が算定できるであろうから、その利益について現行法より厳しい配当基準を当てはめて配当規制を行えばよい」(弥永論文 A.1.) という判断が合理的であろう。

(2) 税務会計と企業会計の分離

次いで弥永論文は、宮島論文と同様に、日本の法人税法における「確定決算主義」とその問題点に言及している。とくに「企業の不合理な会計行動を誘発する」という「逆基準性」の問題点を指摘し(弥永論文 A.2.)、「企業会計上の利益算定と課税所得算定を分離する」(弥永論文 A.2.) ことが必要であると述べている。しかし、すでに宮島論文に対するコメントで述べたように、私には税務会計と企業会計の分離は必ずしも賢明なこととは思えない。むしろ、両者を統合して合理化する方法が模索されるべきではないだろうか。

(3) 配当規制の評価

さらに弥永論文は、商法における配当規制の意味について再検討している。商法計算規定の配当可能金額算定目的は、株主と債権者との利害対立の調整を目的としており、基本的には「配当規制」の性格を持っていると考えられる。配当規制に関する筆者の議論に私も基本的に賛成であるが、しかし経済学の立

場からみれば、次のように論じられることを付記しておきたい。すなわち、配当可能額を一律にルールで規定することには、多かれ少なかれ恣意性が入り込む。それは、基本的には株主と債権者との間の交渉で決定されるべきものである。そのためには、十分な企業会計上の情報が関係者の間に分配されるべきである。しかし、完全情報の状況を作り出すことには多大の費用を要する。したがって、情報開示の不完全さを補うために、多少なりとも機械的な配当可能額算定基準が必要になるのである。このように考えれば、開示規制と配当規制は矛盾するのではなく、相互補完的なのである。

筆者は、若干の事例を例外として、「現在の商法計算規定の下では、……含み損がいくら存在しても配当可能額には影響しない。未実現損失を考慮しないことは会社債権者保護にとってはマイナスであり、これを資本制度との関係で理論的に説明することはできない」(弥永論文 A.3.(2)) と述べている。しかし、経済学の立場からみると、債権者にとって未実現損失の存在が開示されないことは問題であっても、それを配当可能額から控除することは、本質的に重要ではない。債権者達は、株主に対して自分達の利益を守る交渉を行うことができるし、資本市場における価格メカニズムが株主の行動を制約するはずだからである。重大な困難は筆者も指摘しているように(弥永論文 A.3.(2))、多くの資産の時価を正確に把握できないという事実である。

(4) 時価主義会計の問題

弥永論文の B. では、会計上の資産・負債概念を整理した上で、時価情報の問題を論じている。筆者の基本的な考え方は、時価基準

Ⅳ. コメント論文

が高い有用性を持っているということであり、この点については私も基本的に賛成である。また、筆者は時価情報の費用を明示的に認めつつも、そのコストの大きさは反対論者が主張するほどには大きくないと述べている（弥永論文 B.2.(1)ロ.(ロ) 点に注目しておきたい。ただし、「時価情報監査」（第三者の関与）の必要性を主張するとともに、時価基準の導入に伴う取締役の責任の問題、すなわち経営者にかかってくる責任の軽減が重要な課題と考えられている。これらの議論は重要な問題提起として評価できる。

さらに弥永論文は、時価主義会計と資産再評価の問題に触れ、未実現損益と税務会計の問題へと議論を進める。ここでは、「税法上は取得原価基準および実現主義に基づくことに合理性があるから、私法上、時価主義会計あるいは資産再評価を認めても、税法はそれによるべき必然性はない」（弥永論文 B.2.(2)ハ.）という主張に注目したい。この主張を論拠にして、弥永論文は税務会計と企業会計の分離を説いているのであるが、同じく両者の分離を主張する（あるいは是認する）宮島論文とは、全く正反対の判断に立脚しているのである。すでに宮島論文のコメントにおいて紹介したように、宮島論文では取得原価主義および実現主義を否定する純資産増価説に立って、税務会計と企業会計の分離を是認している。私は、むしろ宮島説、つまり純資産増価説の合理性を評価するから、弥永論文の主張には同意できないが、いずれにしても税務会計と企業会計の分離が、いささか軽々しく論じられているような気がするのであるが、これはオーバーに過ぎる判断であろうか。

(5) 金融機関のディスクロージャー

弥永論文の最後に置かれている金融機関のディスクロージャーに関する議論は、非常に示唆に富むものである。非専門家の私にとって大変に参考になったことを予め述べておく。弥永論文は金融機関に対する行政当局の監督のあり方と情報開示の社会的な必要性和を関連付けて、行政当局が手厚い預金者保護（さらには債権者保護）のスタンスをとっている状況（例えば大陸諸国や日本の状況）では、金融機関に関する情報開示の必要性が低いと論じている。

確かに、そのような行政の下では、投資家、預金者にとって個々の金融機関の経営内容に関わる情報を細かに調べる誘因は存在しない。したがって、上のような判断は十分に説得力を持つかにみえる。しかし私は、このような金融行政の下でも金融機関の情報開示は社会的に必要であると考えている。その理由は、われわれが行政当局自体のパフォーマンスを評価し、その行政活動をコントロールする必要があるからである。例えば、すでにいくつかの実例がみられるように、行政当局は個別の金融機関の経営破綻処理に直接・間接介入して、結果的に預金者ばかりではなく、その他の多くの債権者の保護を図っている。このような介入措置自体は日本の金融行政に固有なことではないし、一般的に言って不合理であるとは言えない。しかし社会的には、そうした措置の社会的な費用と便益を客観的に評価できなければならない。現在の日本において、金融機関を救済する行政的な措置に対する不満が高まっているように思われるが、そうした不満の底流にあるのは、行政当局の採用している措置が十分な透明性を持っていないことだと思われる。また、米国の連

邦貯蓄貸付保険公社（FSLIC）が事実上の破綻に陥った最も重要な原因の1つは、行政当局自身が、一般納税者に対して、一種のモラル・ハザードに走ったためだという指摘がある。こうした事態を避けるためには、金融機関の経営内容に関する情報が社会的に必要である。

また弥永論文は、「金融機関に関しては、金融機関の財政状態あるいは経営成績が悪いことが明らかになると、信用秩序に悪影響を及ぼすという議論がある。おそらくそれを念頭において、銀行法21条は信用秩序を損なう恐れのある事項などは開示しなくてもよいと規定しているのであろう」（弥永論文 B.3.(1)ハ.(ii)）と述べている。この客観的な判断はそのとおりであると思われるが、銀行法21条のこの解釈には批判的な目が向けられるべきではないかと思う。なぜならば、基本的な考え方としては、銀行の経営内容の推移を市場に的確・明示的に知らせることによって銀行経営に対する市場からの圧力を高め、その圧力（ディシプリン）を通じて銀行の経営内容の悪化を防止するというのがディスクロージャーのそもそもの目的だと考えられるからである。上のような弥永論文の考え方は、ディスクロージャーの機能に関する本末を転倒した解釈であると思う。

4. コメントのまとめ

宮島、弥永両論文とも、現在の日本の企業会計制度が直面している問題について、非常に要領を得た説明を展開している。しかし、両論文における時価主義会計の可能性についての議論は、弥永論文において簡単に触れられているとはいえ、少々物足りない。企業の資産の多くは個々の企業に固有のものであ

り、それゆえに市場性を持っていない。したがって、企業会計への時価主義の導入には厳しい限界があるという主張は、われわれに一見もっともらしい印象を与える。しかし、金融資本市場において、企業が発行する株式、社債など各種の証券の収益性に対する評価を通じて企業の価値が決定され、その価値が資金および資源の配分を規定するのであり、その際に企業が保有する市場性のある資産が生み出している価値に関する正確な情報はきわめて重要である。この点に関して、時価主義会計は大いに有用な機能を発揮すると思われるのである。これらの論点について、さらに立ち入った分析・議論が望まれる。

また、すでに指摘したように、両論文は税務会計と企業会計の分離を合理的と判断しているが、宮島論文は未実現利益をも課税対象に含めるべきであるという考え方に立っているのに対して、弥永論文では未実現利益を課税対象にするべきではないという立場をとっている。こうした見解の明白な相違点を整理する議論があれば、読者が問題の本質を理解することに役立つであろう。

最後に、宮島、弥永両論文に対して、会計の社会的な機能に関する少々超越的な問題提起をしたい。理想的に言えば、企業会計は企業の営業活動、とりわけリスク選択活動の今後の推移を適切に予測させる材料を提供すべきであると思われる。例えば企業（あるいは銀行）の自己資本は、標準的な教科書に基づいて考えれば、株主がリスクにさらす自分の資産価値額を示しており、それゆえに株主、すなわち企業の所有者のリスク選択のありようを予測する重要な統計となりうるのである。銀行に対する自己資本規制が銀行に対する健全経営規制として意味を持つと考えられ

IV. コメント論文

ているのも、そうした理由による。

しかし、現実の企業支配の構造をさまざまな角度から観察してみると、株主がその所有者として企業の意思決定をコントロールしているという前提は、日本だけではなく、多くの資本主義経済において疑わしいのではないだろうか。例えば、BIS 規制の強化が進められても、民間銀行のリスク選択を有効にコン

トロールできないかもしれない。もしそうだとすれば、企業会計原則の構造は、そのような事態に対してどのように対応できると考えられるのか。私としては、この問題に対する専門家の皆さんのご意見を賜りたい。

以 上

[東京大学経済学部教授]